

印鑑レス口座取引規定

本規定は印鑑レス口座取引に関する取扱いを定めたものです。

第1条【印鑑レス口座】

1. 印鑑レス口座とは、取引口座の開設にあたり、当行への印鑑の届け出をおこなわない口座をいいます。
2. 印鑑レス口座とできるのは、「どうぎんアプリ」から申し込みをした普通預金口座（総合口座を含みます）および、当該口座を指定預金口座とする投資信口座です。

第2条【取引の制限】

1. 印鑑レス口座を開設するには、預金口座を新規に開設するものとします。既にある預金口座を印鑑レス口座に変更することはできません。
2. 印鑑レス口座の開設を申し込む場合、同時にキャッシュカードの申し込みおよびインターネットバンキング「道銀ダイレクトサービス」の利用登録をおこなうものとします。
3. 印鑑レス口座の取引継続中は、印鑑レス口座に発行されたキャッシュカードの解約（ただし、各種「道銀キャッシュ・クレジットカード」への切り替えは除く）および「道銀ダイレクトサービス」の解約をおこなわないものとします。
4. 印鑑レス口座では次の取引をおこなうことはできません。
 - (1) 法令等により捺印を必要とする取引
 - (2) 契約書に対し返済指定口座の届出印の押印が必要となる融資取引
 - (3) その他当行が届出印の押印が必要と定める取引

第3条【印鑑レス口座にかかる取引】

1. 印鑑レス口座で取引をおこなう場合、原則として「道銀ダイレクトサービス」または現金自動入出金機（ATM）の利用によりおこなうものとします。
2. お客さまが、当行の本支店窓口において印鑑レス口座に関連する取引を依頼される場合は、当行が別途定める本人確認をおこなうものとします。
3. 収納機関を経由した各種料金等の自動支払い取引（預金口座振替）の依頼は、当行でお客様あてに申込の確認を目的として電子メールで連絡した番号（認証番号）が、お客様により、当行が定める期間内に、印鑑レス口座を利用する「道銀ダイレクトサービス」にログインのうえ登録された場合に受付します。
4. 当行がお客さまの印鑑レス口座で取引依頼の受付を、第2条4項に掲げる取引に該当すること等を理由に謝絶したことによりお客さまに損害が生じた場合であっても、当行は、故意または重大な過失があるときを除き、一切の責任を負わないものとします。

第4条【他の規定の適用】

印鑑レス口座取引については、「総合口座取引規定」「普通預金規定」「道銀キャッシュカード規定」「道銀Web 専用口座（スマートLeaf）関連規定」「道銀ダイレクトサービス利用規定」（これらに付随する特約を含みます）も適用されるものとし、これらの規定と本規定とで相違が生じる場合は、本規定が優先して適用されるものとします。

第5条【規定の変更】

この規定は、法令の変更または監督庁の指示、その他必要が生じたときに、民法（平成二十九年六月二日法律第四十四号による改正後のものをいい、その後の改正を含む）第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定をおこなう旨および改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。

以上

（2025年2月28日改定）